

**令和7年度第4回茅ヶ崎市文化財保護審議会
下寺尾遺跡群等保存・活用部会 会議録**

議題	1 史跡下寺尾官衙遺跡群・下寺尾西方遺跡保存活用計画について（審議）
日時	令和8年3月25日(水) 14時00分から16時00分まで
場所	茅ヶ崎市役所本庁舎4階 会議室4
出席者氏名	<p>（出席委員）</p> <p>近藤会長、五味委員、田尾委員、岡本委員、箱崎委員、宇尾野委員、寺前委員、宮瀧委員</p> <p>（オブザーバー）</p> <p>文化庁文化財第二課史跡部門：渋谷主任文化財調査官 神奈川県教育委員会文化遺産課：萩原主事 茅ヶ崎市教育委員会社会教育課：大村会計年度任用職員</p> <p>（事務局）</p> <p>松岡教育推進部長 社会教育課 仲手川課長、石井課長補佐、山本主査、三戸副主査、渡邊副主査、田中主任、金馬主任、佐藤主任、風間主事、幾田主事</p>
会議資料	議題1 史跡下寺尾官衙遺跡群・下寺尾西方遺跡保存活用計画について（審議）【資料1-1～1-4】【参考資料1-1、1-2】
会議の公開・非公開	公開
傍聴者数	0人

会議録

○（仲手川社会教育課長）

- ・開会のあいさつ
- ・出欠委員の確認（過半数の成立）
- ・傍聴者の確認

【議題1 史跡下寺尾官衙遺跡群・下寺尾西方遺跡保存活用計画について（審議）】

○仲手川社会教育課長

はい。それではここからは、茅ヶ崎市文化財保護審議会規則第6条第1項に従いまして、近藤会長に進行をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○近藤会長

お集まりいただきましてありがとうございます。本日は文化庁の渋谷主任調査官がおられます。ありがとうございます。我々が今日議論した内容は来年度以降の計画に関わる問題としてとらえておりますので、どうぞ忌憚のないご意見をよろしくお願いいたします。ここから着座にて失礼します。事務局から傍聴に関する取扱いで連絡事項があればお願いします。

○事務局

本日は特に非公開事項はございませんので、傍聴希望者がいた場合にはそのまま入っていただくような形になるかと思っております。

○近藤会長

それでは議事にしたがって、議題1、史跡下寺尾官衙遺跡群・下寺尾西方遺跡保存活用計画について、事務局から報告をお願いします。それともう一つ、時間の配分ですが、お忙しい中、渋谷主任調査官がおいでになっているということで、どういうふうを考えているかということ、次年度以降に反映させたいという覚悟ですので、スムーズに議事進行をお願いできればというふうに思っております。それでは、下寺尾官衙遺跡群・下寺尾西方遺跡群保存活用計画についてということで、事務局からお話をお願いします。会議が紛糾しても16時30分までには、全体をまとめていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。それでは事務局よりよろしくお願いいたします。

○事務局

はい。そうしましたら事務局より、史跡下寺尾官衙遺跡群・下寺尾西方遺跡保存活用計画についてご説明をさせていただきます。年度末最後の審議会になりますが、ご意見、多数賜ればと思いますのでよろしくお願いいたします。まず資料1-1をご覧ください。こちらに基づいて少しご説明をさせていただきます。資料1-1の史跡下寺尾官衙遺跡群・下寺尾西方遺跡保存活用計画についてという資料から、第3回の部会の審議事項として大きく二つご審議して、色々な方向性を決めていただきました。一つは全体の構成、それから第三部とした重なる史跡の基本的な考え方についてご意見をいただきました。また、史跡の重なりを活かす、いわゆる重層する整備というのを軸とした整備の方向性というのを確認させていただきました。続いて2について、作成の進捗状況ということで、第3回部会の審議を経て、それを踏まえた作業を進めているところでございます。保存活用計画につきましては、概ね5部構成になっておりまして、（1）第一部、二部につきましては、コンサルのご協力いただきながら、作業をしているところで、内容については、現在事務局で内容の精査、それから全体の調整を現在行っているところでございます。資料としては参考資料ということで、まだ十分に内容の全体調整ができていない状況ではありますが、今このような形でまとめているということで参

考資料を添付しています。それから(2)新第三部「重なる史跡の保存活用」ということで、20ページ目まで作成しています。こちらは第3回部会の審議を踏まえて、これまで第三部重なる史跡の基本的な考え方ということで、ご審議いただいたのですが、そちらのご意見を踏まえまして、内容の精査、集約をいたしました。それに伴って、当初、第四部下寺尾遺跡群の保存活用ということで、重なる史跡の保存活用の内容について第四部ということで検討していたのですが、重なる史跡の基本的な考え方と旧四部で整理した下寺尾遺跡群の保存活用とした内容を新たに第三部ということで集約をしています。以上の経緯により、第三部重なる史跡の保存活用という形で集約をいたしました。これには、第3回の部会でご審議いただきました、重なる史跡の基本的な考え方を集約して、それに伴って重なる史跡の保存活用とは何ぞやというものを整理しております。そういった形で課題を抽出いたしまして基本的な考え方に繋ぐという流れに整え、保存活用の各項目を構成してございます。表について、スケジュールについては今のところ仮の状態になっています。

それから(3)新しく出した新第四部です。重なる史跡の整備構想というタイトルをつけております。重なる史跡の整備構想は、もともと第五部ということで下寺尾遺跡群の整備構想ということで整理をする予定だったものを、第三部への集約によって前に詰めて第四部ということで再構成しております。この第四部、重なる史跡の整備構想については整備の内容を具体的に示しているものになります。こちらは重なる史跡の整備の課題、例えば、現地整備が競合するとか、現地整備のイメージが伝わりにくいとか、現況の土地利用の課題とか、これまでの部会のご審議を踏まえ、具体的な整備の内容を記載したのになっております。あくまでモデル案ということで提示をさせていただいております。現地整備の方向性を示し、それから青写真を描きつつ、将来的な整備内容について検討の余地を一定程度残すということを両立させるために、整備の見本モデル整備案ということで提示をしたものになります。続いて裏面に参りまして、3、第4回部会でご審議していただきたい内容を書き出しております。(1)新第三部、重なる史跡の保存活用についてです。ご審議していただきたい内容、第三部に集約した重なる史跡の基本的な考え方というのが入ってございます。それに基づいて、その繋がりでも各項目の内容を書いてございますので、その書かれた内容に対するご意見がございましたら賜れればと思っております。また、第三部の全体構成を、前回からさらに大きく変えておりますので、全体構成に対するご意見をいただければと思っております。さらにイとして修正をして、それから集約をしたところですが、依然として事務局としては課題を抱えながらやっているところでございます。例えば、第三部第3章以降では、個別の史跡にも、通用するような内容も書いてございます。そういったことを踏まえて、重なる史跡にさらに特化した内容を集約させるということも念頭にあります。さらに、現在、この史跡に対する保存活用計画ということではなく、重なる史跡の保存活用というこの第三部における構成が保存管理、調査研究、活用という羅列で保存活用計画書の項目で整理をしております。そのため、一見読むと、第三部というのが少し目立っているような感じもしまして、ここの保存活用計画自体がしっかり生きているが、それをまとめた第二部というのが、若干参照されにくいような状況も見えてくるのではないかと懸念が事務局の中でもございました。なので、単独史跡でいえることは徹底的に内容を削除してみるかということも検討に挙がっている一方で、後にまたご説明しますが、単独史跡でもいえるような内容というのが重なる史跡の保存活用の中にも一部入っております。一方で重なる史跡があることによって、それがきっかけとなって顕在化しやすくなる内容については、記載をしております。そういった内容についてはどうするかということもございます。それから、まだ第一部・第二部との調整がまだ済んでおりませんので、少し第二部の内容を絞って第三部に集約するなど、そういったことも検討をしております。また細かいところも、ご意見賜れればと思っております。

続いて(2)新第四部の重なる史跡の整備構想というところを新しく出したところでございます。ご審議していただきたい事項といたしましては、まずはこの整備構想の章立てについてご確認をお願いしたいと思っております。またさらに整備構想の具体性について、どのレベルで書きそろえるかという具体性についてご意見賜れればと思っております。また第三部との内容調整、例えば、第三部の内容の一部については第四部に移した方がよいのではないかと、もしくは第四部の内容のうち、第三部に入れた方がよいのではないかとというようなことです。それから、文化庁の一般的な整備の流れとしては、保存活用計画というのがあって、整備基本構想、

それから整備基本計画、そのあとに設計等に入っていくわけですが、ここであえて重なる史跡の整備構想とっているものが、どのように位置付けられるのか。整備基本構想や整備基本計画との切り分けのようなことについても、ご意見をいただきたいと思っております。それから、具体的な部分、細かい部分になりますけれども、モデル案、見本を示しております。特に重層整備を軸にしたモデル整備案等の内容について、こうした内容を入れたい方がよいのではないかなというようなものもご意見ございましたら、いただきたいと思っております。新第四部について現在事務局が検討していることといたしましては、このモデル整備案、あえてモデル整備案としているのですが、整備の具体例を示す構成として出した方がよいのか悪いのか、あるいは、どういう出し方がよいのか、少し悩んでいるところでございます。それから、この整備にかかる実施工程は特に具体的なスケジュールというのが、当然庁内調整が必要になってくる部分ではございますので、そういった時間を踏まえながら、そういったものがどこまで示せるのか、一定程度ばかしたままで進めるのか、こうしたことは事務局で検討するところではあるのですが、そういったご意見もいただけたらと思っております。最後(3)ということで、来年度策定をして、完成させていくわけですが、肝心のタイトルが決まっておられませんので、例えば題目として、史跡を並列させるやり方、史跡下寺尾官衙遺跡群・下寺尾西方遺跡保存活用計画として、例えば副題で重なる史跡の保存活用と入れるようなことも考えております。また、タイトルで下寺尾遺跡群保存活用計画として、副題で史跡を併記するということも考えられます。こういったタイトルは目立ちますので、わかりやすくこの二つの史跡を扱っているのだという、この茅ヶ崎の特徴を端的に示しているのだというような内容を端的に反映しているタイトルが望ましいと思っております。それについてもご意見いただけたら、ありがたいと考えております。資料1-1の説明は以上になりまして、続いて、資料1-3をご覧ください。この資料1-3は第三、第四部の章立てという資料になります。こちらの資料を読み上げ、またご説明もさせていただきます。そのあとに、ご審議の方をお願いしたいと思っております。まず、第三部、重なる史跡の保存活用ということで見出しをつけております。第1章で重なる史跡、1-1で重なる史跡とはということでこちらに定義を主に入れております。続いて1-2で重なる史跡の特徴を整理しております。(1)で史跡の特徴を二つに分けてございまして、いわゆる遺跡が重なったことによる一般的な特徴を整理したものと、この下寺尾官衙遺跡群・下寺尾西方遺跡が重なったことで生じる特徴を分けて整理しております。

(1)の重なる史跡の特徴は、まず希少性を有する福岡城と鴻臚館、それから下寺尾しかないという希少性、それから、一つの場所で異なる歴史を見ることが出来る。歴史の地域的なまとまりを理解することができるということで、シンプルに複合遺跡とか遺跡群をより史跡の価値に近づけて書いたもの、史跡という性格を踏まえて書いたものになっております。市民の方が現地に行ったときに、日本の歴史に位置付けられるものが同じ場所で二つ見ることが出来るというのがイ、同じように、異なる歴史が見られて、それが地域的にまとまっているというのを理解するというのがウになっております。一方、(2)史跡下寺尾の重なる史跡の特徴ということで、まず遺跡の中心部分が大きく重なるということ、福岡城と鴻臚館とは異なる重なり方だということです。これは今後重なる史跡が仮に増えていった時に、この辺が差異になってくるのではないかなということで、そういった観点でも整理しております。まず遺跡の中心部分が大きく重なること、イ、二つの時代、異なる種別の遺跡が存在すること、一応理論的には、同じ時代でも、史跡と史跡が重なる。それから同じ時代の史跡でも重なる可能性があることを踏まえて、二つの異なる時代、二つの異なる種別の遺跡が存在するということの特徴として書いております。それからウ、同じ地形に立地する。これについては、一見重なる史跡そもそもの特徴というようにも捉えられるのですが、特に低地に例えば立地する史跡については、河川の影響などによって、当初は砂丘だったけれども、砂丘間凹地になっていたり、それから、当初は河川だったけれども、それが陸地化しているという時代によって立地する地形が異なる可能性も発生するだろうということで、下寺尾については重なる部分については、舌状台地の上に立地をしているということ。それから、海退が随分進んで、今とほとんど海岸線が変わらないような、そんな状況に、古代も弥生もなっているということで、自然環境も似たような状況であろうということで、この同じ地形に立地するというのを下寺尾の重なる史跡の特徴として、ア、イ、ウを位置付けしております。続いて1-3、重なる史跡の意義と可能性、(1)が重なる史跡の意義ということで整理しております。保存活用をしていくにあたって、どんなメリットがあ

るのかということ整理したものになります。二つの史跡の理解の深化、複合遺跡、遺跡上の理解の深化、それから地域支援の理解の深化、それから史跡の多様性を示すということで、この、特にイ、ウにつきましては、単独の史跡でも確かにいえることではあるのですが、重なる史跡であることによって、遺跡の重なり自体をしっかりと表現することができる。それをきっかけに、そういった理解に繋げやすくなるということで、イ、ウをあえて入れております。それからこの史跡の二重指定は、史跡の多様性を示すということで史跡にはいろんな可能性、遺跡の可能性ということにもなるかもしれませんが、史跡の多様性を示すものだということで意義を書いております。(2) 重なる史跡の可能性、「見るから考える」史跡への展開ということで細かくは本文になるのですが、こういった二つの史跡の理解をするためには二つの史跡を見なければということ、それから複合遺跡・遺跡群の展開、それから地域史に繋ぐという、こういう道筋を保存活用することによって、やはり史跡を眺めてみるだけではなくて、学問的に考える、それぞれの歴史的实践ができる場を提供できるのではないかと。それが重なる史跡の可能性ではないかということで、見るから考える史跡への展開ということで整理しております。そういった希少性のある史跡、それから見るから考える、まさに学問の中核になるような、生涯学習の中核になるような場所を提供できるという意味を持って、やはり地域の活性化というの、これ重なる史跡の可能性の一つであるというふうに考えております。これが第1章、重なる史跡の内容でございます。それを踏まえて、第2章、重なる史跡の現状と課題を整理しております。2-1で二つの史跡の保存活用、概ね現状を書いてございます。2-2で重なる史跡の課題を整理しております。構成といたしましては、下寺尾官衙遺跡群の方の保存活用計画、それから下寺尾西方遺跡の保存活用検討報告の内容を、まず比較をいたしまして、方向性に大きな差があるのか、あるいはないのか。そういったものを保存活用の項目ごとに整理しております。それから実際に取り組むこと、取り組むにあたって、やはり競合するとか、整合性をとらないといけないだろうというところを、整合性等の課題ということで整理しております。(1)は基本方針、(2)は保存管理、アは方向性の比較、イは整合性等の課題ということで、地区区分の取り扱い、保存活用への理解、日常管理の課題というのを課題として挙げております。調査研究につきましても同じ構成になっておりまして、イの整合性等の課題で、発掘調査の難しさ、多岐にわたる研究分野というのを課題として挙げてございます。(4)活用につきましては、整合性等の課題で、各史跡の理解の差、それから重なる史跡の理解の難しさというのを課題で挙げてございます。(5)整備につきましては、整合性等の課題で、現地整備の競合、それから現地整備のイメージが伝わりにくい、それから、現況の土地利用ということ、課題に挙げてございます。(6)の運営体制につきましては、細かい項目出しはございませんが、課題と比較をしております。それから(7)施策の実施期間、(8)は課題の整理の検証ということで、文章を記載しております。第3章に参ります。第3章重なる史跡の保存活用ということで、これまで整理した特徴と定義、それから現状と課題を踏まえまして、まずは3-1で重なる史跡の保存活用の基本的な考え方を提示しております。(1)二つの史跡に対する優劣はつけない。この史跡は同価値でございますので、その価値判断に関わる部分についての優劣はつけない。一定程度整備活用について区別する場合もございませぬけれども、その価値自体に優劣はつけないということでございます。(2)二つの史跡の歴史的价值を守り高める。言葉通りのものになりますけれども。優劣はつけない、どちらも大事だということで、どちらも生かしている歴史的价值を守り高めるというものでございます。それから(3)重なる史跡の理解促進、重なる史跡の理解はやっぱり非常に難しい。見ただけだとやはり混乱するという課題がございませぬので、重なる史跡自体をしっかりと理解促進をしていくというものでございます。それから(4)複合遺跡・遺跡群を意識した保存活用ということで、この重なる史跡をきっかけに、遺跡自体の価値、遺跡の魅力、それから史跡への理解というのを発展させていくために、こういった複合遺跡・遺跡群というのを意識した保存活用というのは基本的な考え方として載せております。それから(5)地域史に展開する保存活用ということで、日本の歴史の一端である史跡ではありますが、地域にとってはこの地域の歴史を象徴する出来事ではございます。さらに二つそれぞれがあるということで、その前後の時代も含めて、しっかりと地域史に展開する保存活用を進めることによって、地域の誇りとなったり、それが地域の活性化のもととなったりするであろうということで、そういった思いを込めて、(5)基本的な考え方を入れております。3-2以降が、それぞれの項目ごとに基本的な考え方を踏まえまして、整理

したものになっております。構成としては、それぞれの項目に対して(1)で方向性、(2)で具体的に方法というのを示しております。この内容が少し個別の史跡と被っている部分があるかもしれませんが、こういった保存管理、調査研究という項目ごとに整理する必要が、この三部であるかどうかというのが事務局の少し悩んでいるところでもあります。保存管理につきましては、方法としては、やはり地区区分のこと、それからイは、追加指定・新指定、これは個別と同じにはなるのですけれども、ウ、公有地化、エ、維持管理、オ、出土品管理ということで、この3-2以降につきましては、可能な限り重なる史跡となったことで、それがきっかけとして消失する課題、あるいは着眼点みたいなところを意識するというような書き方をしております。3-3につきましては調査研究で方法といたしましては、ア、発掘調査の進め方、イ、研究の進め方、ウ、研究ネットワークの活用、エ、調査成果の公開ということになってございます。活用につきましては、(2)の方法、情報発信、企画の実施、現地を活かした見学周遊、学校教育との連携、多様な市民の関わり、地域活動の促進、整備につきましては、ここで整備の対象、それから地区区分、郡衙・環濠集落地区、下寺尾廃寺地区、川津・祭祀場地区、ガイダンス・便益施設地区という区分けをしております。ウ、重なる史跡の空間構成と表現方法、エ、視点場の設定、史跡を見る視点場、遺跡の重なりを見る視点場、史跡から周囲を見る視点場、オ、動線、カ、調査・研究成果の反映と更新ということで整理しております。3-6 運営体制の方法につきましては、審議会の運営、それから連絡会の運営、地域との協働による日常の取り組み、国・県との協力と庁内連携というように書いてございます。見出しだけ見ますと、個別の史跡と見出しが被っていたり、内容がちょっとわかりにくかったりする部分がございますので少し内容も見ていただけたらと思います。3-7につきましては施策の実施期間ということで、時期区分をしております。短期、中期、長期とあり、短期は計画策定後から概ね5年以内、中期は5から10、長期は10年以降と設定してございます。これに、基本的にはこの区分けは概ねよろしいかと思いますが、その内容については、今検討中でございます。(2)については施策を一部列挙しております。3-8 事業の検証につきましては、この施策についての検証・検討の方法を示しているものでございます。3部の内容については、ざっくりですが、以上でございます。

続いて、第四部重なる史跡の整備構想でございます。この四部につきましては、もちろんその内容の部分はすごく気になる部分かと思いますが、この四部として位置付けてよい内容かどうか、項目かどうかという視点で見ていただけると大変ありがたいです。第1章、重なる史跡の整備ということで、整備構想の位置付け、第四部の位置付け、1-2で整備の考え方ということで、(1)で、整備地区ごとの整備内容、結局この重なる史跡を整備するとしても、個別具体的に見ていきますと、全部が全部重なる史跡を表現するような整備ではなく、それぞれの史跡も生かしていかないといけませんので、重なる史跡として整備する範囲というのは当然ありますけれども、単一の史跡として整備する範囲も当然あるだろうという認識の中で、そういった整理をしております。(2)史跡の状況による判断、この2本をこの後、示してはいるのですが、まだ明らかになっていない史跡の内容が多々あります。また、その後の史跡の評価によって大きく整備の内容を変更する可能性もあると思います。そういったことを踏まえつつも、この史跡の状況によって、例えば重なる史跡として整備した方がよいだろう、あるいは単一の史跡として整備した方がよいだろうという状況があることを見込んで、これだけで整備の内容が決まるわけではございませんが、史跡の状況によって、例えばこういうのだったら重なる史跡の整備がよいだろうというのを整理しております。各史跡の特徴を最も示す遺構において空間が重複する場合、これについては重なる史跡として整備してもよいだろうという流れになりますので、主要遺構の分布は希薄だが、空間が重なる場合、この場合には臨機応変に重なる史跡として整備しつつも、主要遺構がどちらか一方に偏る場合については、確かに重なる史跡として整備をしてもよいかもしれないけれども、どちらか一方に偏るのであればやはり単一の史跡として、整備したほうがよいのではないかというふうになるかもしれません。そういった繋がりを整理しておりますので、こういったことを考えて整備の優先度を考えていくべきだろうという例示をしております。第2章、重なる史跡の整備案ということで、2-1モデル整備案というのを提示しております。ここに提示しているのは、(1)から(4)、モデル案2本、その青写真を示すという趣旨を踏まえて、今、検討ができるだろう部分に限って示しております。

(1)は茅ヶ崎北陵高校周辺を示しております。整理している内容は整備対象とする時期、それから整備の範囲、表現方法、ガイダンス機能、動線計画、視点場、それから段階的整備として

第一期、第二期というような括りです。(2)につきましては、七堂伽藍跡周辺、あくまで周辺としております。これも整備を対象とする時期、整備の範囲、表現の方法、それから動線計画、視点場というふうに作っております。それから(3)で、南東側の環濠周辺です。こちらも時期と範囲と表現方法、それから計画、動線と視点場を示しております。具体的な場所を示していないのですが、最後(4)ということで、ガイダンス・便益施設の内容を少し入れております。前方のスライドの方で示しているのが資料になりまして、先ほど申し上げた(1)の茅ヶ崎北陵高校周辺というのはまさしく北陵高校のある範囲。ちょっとカーソルが見にくいですが、この中心部分になっております。七堂伽藍について、この第四部の整備のモデラーにつきましては、概ね指定地を中心に考えております。公有地ではなく指定地を中心に考えております。なので、七堂伽藍周辺というと、この指定された範囲を中心に、検討している内容になります。

一応細かい内容については、本文をご覧いただくと、助かります。最後に、2-2、実施工程ということで、短期、中期、長期というのを示しておりますが、具体的に庁内調整が済んでいるわけではございませんので、具体的に書きづらいところがあり、実際にこの区域を、いつ設計していつ工事に入るのかというのが、なかなか書きづらい状況ではございます。この実施工程については短期、中期、長期くらいまでの内容にとどめるかというのは少し事務局の方で検討している状況でございます。かなり雑駁になりましたが、資料の説明は以上でございます。不足があれば、ご質問いただければと思いますので、こちらにてご審議の方お願いしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○近藤会長

ということで、重なる史跡とは何ぞやというのを造るってところをずっと議論をしていたことを、今年度のまとめとして、今話をされたようなことだったということです。田尾委員、率直にどうぞ。

○田尾委員

ボリュームが多いので、まだ整理をしていないのですが、今回の提示は第3章、第4章、両方あるのですが、まずは、第3章については、重なる史跡の考え方についてはこれまで議論してきたとおりで、概要が最初に説明されているというふうなことです。中身と整合する必要がありますが、事務局の説明で、ちょっと気になったところをお話したいと思います。まず1-2の(1)です。遺跡の中心が大きく重なるというふうなことはよいのですが、イの二つの時代、異なる種別の遺跡が存在すると、後々パブリックコメントもとると思うのですが、ちょっとこの種別というのが分かりにくいから、性格みたいな形に変えたほうがよいのかなというふうに思いました。ウの同じ地形で立地するというふうなことは確かに、説明があったように縄文海進・海退の後に、地形が安定してそこに下寺尾官衙遺跡群と下寺尾西方遺跡があるわけですが、同一の地形ではなくて、弥生の方は台地上にあって、重なるのは郡家の部分であって、お寺の方は砂丘の上になるので、必ずしも同じ地形にあるわけではないだろうというふうな印象を受けました。あと、全体のお話ですけれども、官衙の指定の時に郡家の部分は郡家と呼んでいましたよね。ここの第3章要旨を見るとみんな郡衙になっているので、その文言は修正したらよいのかなというふうに思いました。後ですね、詳しく中を見ていないのですが、最後のところの計画の時期区分ですね。これ確かに事務局が言われたように、かなりこの土地の特に北陵高校の場所の整備には、まだしばらくハードルがあるのかなというふうに思っていて、首尾よくいかないと思うので、それも含めて見直しを5年、10年、それ以上ですか。10年以降というふうなことで作っていくのだと思います。やはり、よくいろんなところでやっていると思うのですが、途中途中で自己点検と、やはり見直しをしなきゃいけないというふうなことは項目として入れてもらえればと思います。

○寺前委員

はい。第三部に関してですが、最初の1ページのところの1-2の(1)のイのところですが、一つの場所で異なる歴史を見ることができるといふ部分、ここ全体の流れでいうと異なる歴史ではなくて、多分、時代で統一された方がよいかなというふうに感じました。異なる歴

史だと、何か日本史と世界史とか、フランス史みたいな形でちょっと捉えられてしまうので、おそらくこの以下の内容と一致しないと思いましたので、そこは、直されたらよいのかなと思いました。ちょっと先走ったことと言ってしまいかもしれませんが、今回重なる部分の重複度において、差をつけるっていうことの方角性がかなり明確に示されたと思います。それがおそらく第四部のところのゾーニングというか、25 ページ以降のこのモデル整備案というのが今日の後半は本題になるのかなと予測します。ここで示されている北陵高校地区とわかりやすく言いますけども、(2)の七堂伽藍地区と(3)の南東側環濠周辺というエリア分け、多分おそらくこれが重要になってくるのかなと。それで(1)に関しては高校移転の問題が進まなければ、なかなか整備を本格化させられないっていうのはずっとこの史跡のボトルネックになったわけだと思うけども、逆にこのゾーニングでいうと、(2)と(3)に関してはその障害がないということを示されて、ある種、(2)の七堂伽藍は、弥生の史跡の要素が非常に薄くて、一方で(3)の南東側環濠地区というのは弥生が主であるっていう形ですから、ちょっとこの辺りを理念の中に入れて、現実の方に落とし込むかっていうのが今日は大事なテーマになるのかなと思って話を全体として伺っておりました。以上です。

○近藤会長

オブザーバーの立場から何かありますか。

○大村オブザーバー

ありがとうございます。今、寺前委員がおっしゃられたことは非常に重要なことで、北陵高校周辺というのが、まさに皆さんでこれを審議いただいた重なる史跡そのものの部分となります。七堂伽藍と南東部分っていうのは幸か不幸か、不幸なのだと思いますけど、大部分が飛んでいるということですので、分けて考えることができるということです。従って、整備のスピード感というか、計画については、色々な要素は加味するものの、文化財側として、整備計画はこのぐらいの年度で進めていくのが理想ではないかということもどこかで示すことも重要じゃないかなというふうに感じました。はい。以上です。

○箱崎委員

はい。まず全体の章立てっていうのを示していただいていたと思いますけども、今日の議題のところではありませんが、第一部と第二部と、それが前提になって第三部、第四部ができてくるとは思いますけども、やっぱりこの重なる史跡ってところがキーワードになってくると思うんですね。第三部のとこの第1章で重なる史跡についてとあるのですが、この保存活用計画とか西方の保存活用計画がいろいろ考えてきたことがうまく素直に出せないというところは、やっぱりこの重なる史跡という側面がありますので、もっと早くに出せないかと説明できないだろうと思います。第1章の第1節、第2節、その経過の前とかそういうところにこの特徴はこうなので、こういった問題が生じて、少し遠回りするような形になってしまったという経過の流れになってくるだろうと思います。今後、書き進めていくと多分そういったところに気付いていくのだろうと思いますけども、ちょっと今カチッとここで決めるというよりは、今後少しかこう書き進めていく中で、第3章の一部については、第1章に持ってこないと話の流れとして通じていかないってところが出てくるだろうと思います。現状の第一部の冒頭は「下寺尾官衙遺跡群は」ってところから始まるのですが、そういう構成では多分いかならないと思います。本書は、官衙遺跡群と西方遺跡、官衙遺跡群とそれから弥生の遺跡の二つの重なる史跡の包括的な報告書であるっていうようなことを最初に述べないといけない。そうした時に重なる史跡ってどこなのかって史跡の範囲を第1章で示していかなくやいけなくなるので、現状の第三部のいくつかはやっぱり前に持ってくることになるかなというふうに思います。この課題の一部も、もしかしたら前の方になってしまう可能性もある。全体の盛り込む内容はこんな形だと思いますが、その目次構成自体はもう少し書きながらフレキシブルに考えてみたらどうかと思います。そうしたことを考えていくと最終的な目標としている、どういったこの整備構想にしていくかっていう話はやっぱりこの重なる部分と、それから重ならない部分、特に官衙遺跡群の七堂伽藍に関する部分は重ならないわけで、そこは保存活用計画ができていくわけですね。それをそのまま生かすか生かさないかっていうようなところが出てくる

だろうと思います。そこについての考え方、官衙遺跡群の保存活用計画ができてから数年経ちますが、そのところで見直しを必要とするのか、もしくは、必要としないでそのままいけるのかというような現位置での立ち位置みたいなところを示してあげる部分っていうのが必要になるのではないかという気がしました。説明いただいた部分から逸脱しているかもしれませんが、全体をもう1回見直すと、そうしたことも気になってくると思います。以上です。

○岡本委員

田尾委員が言ったように、郡衙っていう用語はやめたほうがよいという意見に賛成します。これがまだ文章に生き残っていたのはどういうことなのかなと思いました。

○事務局

一応、今回については郡衙で資料上統一していたという形です。今ご指摘いただいているので、全体を郡家の方に修正をしたいと考えております。

○岡本委員

それは、そのようにして欲しいと思います。それと、この第三部の地図で、第1図、第2図、第3図っていうのが、12ページ13ページにありますけれども、この第1図のKA区というのと、第2図のA区とありますが、この分けはということですか。

○事務局

今回のこの部分、出し方もそれでよいのか悩みがありました。以前のご審議の中で、官衙と、それから西方のそれぞれの保存地区を出すと、市民の方にはわかりにくいのではないかっていう話も少しあり、一旦入口として、史跡の範囲域はこうだよっていうのを示した方が、最大公約数的に示した方がよいのかなということで、今回あえて「K」というのを使っています。逆にそれがわかりにくいっていう意見もあるといえはありますので、「K」という付番がなくてもと考えます。細かい部分になりますけれども、この辺もご意見いただけると助かります。

○岡本委員

第四部の方に入りますけれども、第2章の3のところ、南東側環濠周辺という表現があるけれども、東側だけでよいのではないか。今日の資料の中で見ていくと、南東っていうのはどこからであって、なぜこの表現をされたのかよくわからない。

○事務局

岡本委員が言われるように、東側にずっとV字形の環濠が通っておりますので、それ自体は東側の環濠ということで、表現できるかなと思うのですが、今回、これもご意見いただければと思いますが、整備を具体的にどう案を描けるかというところで提示しております。その東側の環濠の中でもこの史跡に対して、南東付近にある、この公有地化されている部分、指定がかかっている部分を具体的に指し示す言葉として、南東というような言葉を使ったというところがございます。実際の計画ではもしこの地区の周辺というのをそのまま生かす方向であれば、地図自体をしっかり作って表示をする予定ですので、言葉として、南東じゃなくて、東でもそれはそれで構わないかと思いますので、まず、最終的にはこの図もつくということで、少しその辺もご配慮いただけたらと思います。

○五味委員

特にはありませんが、ちょっとわかりにくいとは思いますが、地図をやっぱり部分をこういうふうに分けながらやっていただくとよいと思います。南東って言われてもなかなかわかりにくい。これ東側の南部分とか、そういうふうな形でやれば、もう十分なのではないですか。全体的によく練られていると思いますので、郡衙がそのままになっているとか、そういう部分は今後直していただければと思います。ただどうしてもやはり市民向けになると、こういうふうな考古学的な分析というのはわかりにくい部分がありますので、それをよくかみ砕いたような形でもって表現していただくとよいかと思います。

○近藤会長
箱崎委員、どうぞ。

○箱崎委員

はい。一点だけ。重なる史跡と言った時に、史跡っていうと一般名詞として史跡って使う場合と、国指定史跡というのが刷り込まれていて、そっちを認識する場合と両方あると思います。ただここでは厳密にしておかないと、重なる史跡と言った時に、大抵のところはその時代の遺跡だけじゃなくて、大抵のところはそれ以外もあるわけですね。そうした時にうちだって重なっているよっていうようなところがたくさんあるので、国指定史跡で指定されている範囲が重なっているところが非常に多いというような、そのこのところの定義をしっかりとさせていくとよいと思います。

○事務局

その件につきましては、確かに本文の全体として、史跡の名称、国史跡というところと少しくどくなってしまう部分があるので、例えば定義の部分のところでもしっかりそれが国の史跡だということをしっかりわかるようにして提示するとか、少し工夫をしてみたいと思います。ありがとうございます。

○宮瀧委員

全体はもちろん、特にないのですが、ちょっと僕の認識がよくまとまってないところがあって、重なる史跡っていうことをどこまで強調するっていうか、別に重なってなくても、それぞれが単独で国指定史跡になるだけの価値を持っているわけですから。結果として重なっているっていうことで、個人的には結果として重なっている程度のことで、あんまりこう重なっている史跡っていうのを看板にして、売り出すようなことはしなくてよいと思っています。私の認識がおかしいんですけど。ちょっと今までの経緯をちょっとどなたか現状整理していただくとありがたいです。

○大村オブザーバー

少し関わってきている部分で、経過をご説明しますと、古代が指定を受けて、その5年後に弥生が指定を受けた。受けた後にすぐ、まさに重なる史跡というタイトルでシンポジウムを打っていたわけですね。これってどういうことかっていうと、確かにおっしゃるように史跡はたまたまその評価を受けたので、単独で史跡指定を受けています。重なったことによって、調査整備、その他、理解、いろんなものが難しくなってくるということがいわゆる事務方とか進めていく中で生じている。活用計画について古代は作ってありましたので、西方を作るときに、そこら辺のハードルが出てきたということで、実は文化庁にご相談をして、その二つを合わせたような視点で、西方ができないかという話をした。これは今、経過の話をしているのですが、その段階で単独で作って欲しいということでしたから、西方の単独を作り始めたわけですが、先生方にご議論をしていただく中で、やっぱりどうしても整備とか調査とか、調査の場合にはどこまで、どっちを優先するのかとか、いろんな部分がありますので、重なった史跡の取り扱いをどういうふうにするか、それを進めていく中で、逆に特徴がきちっと出てきて、その希少性だとか何とか書いてあります。そういったものを全国発信することで、複合遺跡の理解だとか、自分たちのところの地域史がより身近になるのではないかということも当時いろいろ考え、シンポジウムの結果も踏まえて、この重なる史跡ということで、売り出すというわけではないのですが、そこをどう整理できるかということで、途中でコロナが入りますけど何回も議論をしていただいた経過があります。決してこれで売り出そうということではなくて、そういうことだから難しい遺跡でもあるけれど、より希少性のある遺跡群ということをアピールしたいということは事実だと思います。以上です。

○事務局

はい。宮瀧先生のおっしゃることも、ものすごく根本的なところであって、整理はもちろん

必要かなとは思いますが、大村オブザーバーも少し言われましたが、おっしゃるとおり史跡自体はそれぞれの価値を有しておりますので、各々しっかり価値を発信していけば、十分な部分のところがあります。大村オブザーバーは売り出すわけじゃないと言いましたが、その重なっているという事実、これを他の史跡と、例えば差別化をして、その史跡の遺跡の価値というのは、当然その価値を伝えることはもちろんのこと、やっぱり地元の地域資源でもありますし、活性化にも繋がるもの、これはやっぱり売りを増やすというのはこれすごく重要なことかなと思っています。重なること自体がいわゆる本質的価値ではないかもしれませんが、重なることによって、これが副次的価値と言ってしまうと少し私は語弊があるかなと思いますが、それをやはり生かして保存活用をするというのはこの茅ヶ崎の特徴、まさにこれを生かした保存活用をするというのが、個々の史跡を大切にしつつも、重なるというところを少し打ち出してみてもどうかというのが、この計画に入り込んだ内容になっているところです。以上です。

○宇尾野委員

地元の方からちょっと発言させていただきますと、重なることが価値に繋がるのであれば、ぜひ重なる方を持っていて欲しい。ここで今の資料1-3のですね、第2章の基本方針等って書いてあるのですが、これがないわけですよ。計画を作る場合には、コンセプトっていうのは当然あるべきであって、事務局の説明の中でも、いっぱい出てきますね、コンセプトになるような言葉が。地元ですので市長との面談の機会がありまして、この史跡の整備についてのコンセプトは何ですかっていうことを聞いたわけですが、市長もお持ちでない。方針のない計画というのは、やっぱりプラプラするわけですよ。プランだけで終わってしまうということがあるから、ぜひコンセプトをしっかり作っていただきたい。今の重なるということもあるし、構想もあるし、当然その調査の難しさっていうのは理解いたします。それを踏まえた上で、このコンセプトは何ぞやということをおね、なるべく早いタイミングでお願いしたい。もう今出ていると思いますし、事務局の言葉の中に幾つか、それをまとめて方針を決めていただければ、そうぶれることはないというふうに思います。そのコンセプトって誰が作成するのですか。誰が作るか、市が作るわけですよ。だからここをやっぱりきちっと作っていただかないと、話もずれてしまうと思います。ぜひお願いしたい。

○近藤会長

2月の第三回に比べて、具体的な議論ができてきているような感じを持っています。10分ちょっと休みを取りたいと思います。一度休憩を取りますので、よろしく申し上げます。

(中座)

それでは、保存活用計画についての第二部ということで、事務局お願いします。

○事務局

少し繰り返しの部分がありますが、もう一度ご説明をさせていただきながら、この部分についてご意見をいただければということでお願いします。また、資料1-1の裏面の内容になりますけれども、まずは第三部についてのご意見、それから第四部についてのご意見、それぞれいただきたいと思っています。第三部については、もう一度全体構成といいますか、細かい部分は事務局の方で少し直しますので、全体構成として、箱崎委員の方が言われました、重なる史跡の特徴とか課題とかそういったものを少し第一部の方に持っていくとかっていう、これももっともだと思いますので、そういったご意見とか、この内容はいらないのではないかとか、もしそういうのがあればご意見いただけたらと思っています。第四部については、ここに書いてあるとおり、まずこのモデル整備案というのをを出しています。これ本来的に保存活用計画書の体としてあんまりない出し方になりますので、重なる史跡の整備案が見えにくいっていうような課題を踏まえて出したものになりますので、こういった形の出し方というのがありなのかなしなのかというのを、そういう方向性を少し結論として出したいというのがあります。さらに、具体的なことになりますけれども、現状、北陵高校周辺と七堂伽藍周辺と環濠周辺でやっております。その中に細かい整備の内容も少し書いてございますので、こういう案があったら面白いのではないかとか、もしそういうお気づきの点があればお願いします。最後、保存活用

計画書のタイトルのお話についてご意見をいただきたいなと思います。自由な発言で構いませんので、史跡の名称は併記をするという前提がある中で、下寺尾遺跡群でよいのではないとか、重なる史跡っていうのは特徴だから入れたほうがよいのではないとか、ざっくりばらんで構いませんし、それ以外でも構いません。以上三つ大きく方向性に関わる部分で、自由にご意見いただけたらと思っております。以上でございます。

○宇尾野委員

今重なるっていうことで、囚われ過ぎてると思いますよ。確かにおっしゃったようにみんなどこも重なっているわけだから、国指定が二つあるというだけでもっと単純に考えたほうがよいのではないのでしょうか。

○岡本委員

私の事務局に対する答えっていうのは、アの上の段ですね。副題は上の段でやったらどうです。下寺尾遺跡群というのは、どういう意味になるのだろうか。

○事務局

下寺尾遺跡群っていうのは二つの史跡を含んだ縄文からそれから近現代まで含む、一体の遺跡群っていう意味合いになりますので、少しちょっとぼやけるかもわかりません。

○岡本委員

そうだと思います。縄文とかそういうのも、一般的な史跡であるけども、国の史跡ではない。国の史跡を整備するっていう、そういう計画書なのだから、そういう方の名前で言ったほうがよいと思う。

○箱崎委員

現状では、この二つの国指定史跡をまとめたような総括した名称はないですね。下寺尾遺跡群としてしまうと縄文も含めそれ以降のやつもずっと含むっていう形になるってことですよ。うん。それはそれでそういうのを、本来的には副次的な価値という形で含んでいるからよいかもかもしれませんが、やっぱりちょっとぼやけるという雰囲気はあるかなと思います。私もこのタイトルで言えば、岡本委員と一緒に、史跡下寺尾官衙遺跡群・下寺尾西方遺跡保存活用計画っていうタイトルで、副題で重なる史跡の保存活用っていうのがよいのではないかと思いますね。はい。以上です。

○事務局

決をこれで取るわけではございませんので、自由にいただいて、その意見を踏まえて、事務局の方でもしっかり考えたいなと思いますので、これに関係なく、ご意見いただけたら大変ありがたいです。ただ、ぼやけないようにというかしっかり趣旨が伝わるようなタイトルでない、やっぱりいけないかなと思いますので、その辺を踏まえられたらと思います。

○近藤会長

うん。全体としてはいつ位になるのかという目途はありますか。

○事務局

整備の見通しについては非常に現状つきにくいような状態にはなっています。具体的なスケジュールについては、検討段階でございますので、今すぐにご提示というのがなかなか難しい状況ではございます。趣旨としては、特に整備につきましては、次のやることはなんだ、次のやることは何だというのをやっぱりここでしっかり明確にして、今すぐにはそれを位置付けられないかもしれないけれども、いざそれをやる、あるいは計画を立てるとなったときに、これを見れば、それが各年度ですぐ位置付けられる。というような整理は間違いなく必要かなと思います。現状だとこの整備については、方向性は何となく決まるけれども具体的なものが今全く見えてない状態なので、やっぱりワンテンポおくれる傾向があるので、そのためにも

整備案というのを、一つ出してみたというところがございますので、その辺についてもご意見いただけたらと思います。

○近藤会長

はい。どうぞ。

○五味委員

今までの何か、手探り状態でこういうふうには活用計画を作っているみたいなのですが、これからは大きく出て、大体何年後ぐらいにこういうふうなことを考えていますっていうそういうふうな方向性みたいなのはもう出してもらったほうがよいのではないですか。そうしないと、これはどうですかどうですかってこういうふうにはやっても議論としてはなかなか進まないと思います。そうしたらそれに対して、それはもうちょっとやり過ぎじゃないのとか、もちろん計画ですから、何年後に何かができるっていうわけではないわけで、そういうふうな大まかな方向性みたいなのをこういうふうには打ち出さないと、こちらの方も議論しやすいと思いますよね。どうしてもこの細かいことにこちらもこだわっちゃうから、そんなふうには思います。

○事務局

ありがとうございます。スケジュールについても、ご意見賜りたく思います。こちらの事情もごさいませけれども、やはり市民の皆さんに見えやすかったり、これからの議論をしやすかったりっていうのがございますので、まず、どこまで示すかということについても、もしご意見あればお願いできればと思います。

○箱崎委員

はい。第四部のモデル整備案っていうところにかかるような話であると思いますけども、今の(1)(2)(3)で示していただいているのは、基本ゾーニングを決めて、本当に重なっているところとそれから重ならないそれぞれのところっていう形でまとまっているだろうと思います。そういうゾーニングであれば、この(1)ゾーンの北陵高校のところについては重なっているし、それからその特徴としては、現在まだ校舎とか学校として使われていてなかなか整備しがたいという部分がありますので、それ以外のところは逆に言うと、それぞれの方針でやっていけるところがあるだろうと思います。ちょっとそういった現実的なところを見てももう少し計画も立てやすくなってくのではないかと思います。特にその官衙遺跡群、先ほど申し上げましたけども、七戸伽藍のところは前の保存活用計画のままでいけば、こうなるけどというようなところは提示できるだろうと思いますから、そういったゾーニングの考え方で、これはこの時期に進めるっていう計画ならばできる。問題はその北陵高校のところですけども、ここは段階的に現状使われている状態の時にはどんなことをするっていう場合とか、もしなくなったらどうするっていうその二つの場合ぐらいに分ければ、計画も立てやすくなるのではないかと思います。それが今から何年後っていうと難しいでしょうから、そのポイントを置く高校移転前と後に分ければ移転後何年でこんなことをするぐらいにしておけば大まかな計画っていうのは何かできるのではないのでしょうかね。今、五味委員がおっしゃられたような、もう少しそういったところを踏まえた上で、現計画をご提示いただければもっともっと考えやすくなるかなと思います。はい。以上です。

○宮瀧委員

先ほどの五味委員のお話とか今の箱崎委員の話について全くそのとおりで、送っていただいた1-2、二部、保存活用計画の25ページかな。表9事業計画の流れって出ていますよね。昔のままです。これ「要更新か」って書いてあるけども、先ほどの五味委員のお話なんか踏まえると、ここをやっぱりちょっと直した方がよいのではないのでしょうか。ほら、小学校の時、夏休みの宿題をどう終わらそうかっていう毎日予定表ばかり作っていた記憶が僕はあるのだけどね。1日遅れたからまた新しい予定表とか作ったりね。でも、予定表大事ですよ。これちょっと見るとまだ上が全部が平成になっているでしょ。今の令和8年は平成38年なのかな。も

う、整備当初のだと設計工事とか入っているわけですね。だからちょっとこういう予定表を随時更新していきながら、今日この会議でまだこれが出てくるっていうのがちょっとね。下寺尾廃寺の方はもう進めることができるわけだから、この予定表、事業計画の流れをまず最新のものを出示していただいて、できるここはここですねとか、さっきお2人がおっしゃったようにね。ちょっとここはまだ棚上げかなとかね、そういう会議にならないといけないと思います。ちょっと理念ばかりもう続くとね、発掘されて24年だから、僕の中でも考え方が変わっているとこもあるし、先生方も皆さんね、そうだと思うのです。その辺をこの事業計画の表をやっばりまず更新していただいて、こういうのを今日の会議の前提として、こういうのを前提にお話をしましょうみたいにしてもらって、お2人の委員がおっしゃったように私もお願いしたいなと思います。はい、お願いします。計画だからね。

○事務局

ありがとうございます。スケジュール、事業計画につきましては事務局の方でしっかり検討を進めていきたいと思えます。まさに整備につきましては、地区区分みたいなものをして、具体的に場所を示すようなモデル案を作っておりますので、そういった細かい議論が今後できるような事業計画の調整もちょっと検討していきたいなというふうに思っております。他にもしご意見いただけたらと思えます。

○寺前委員

はい。今の意見と重複する部分が多いと思えますけども、やっぱりスピード感を持って具体的にやっていただきたいっていうのはまさにそう思えます。それで言うと、一つは、今回ゾーニングされたっていうことで先ほどの繰り返しになりますが、北陵高校移転がなされなくてもできることっていうのがもう明確に今なっているっていうこと。用語の話で言うと、モデル整備案ですか。ちょっとまどろっこしい表現かなとは思えますけども、短期・中期・長期で、確かに年度に当てはめていくとなかなか苦しいところあるかなと思えますけども、どっちかっていうと、一次、二次、三次みたいな順序として最優先でこれをします、一次はこれを取り組みますっていうような形で、七堂伽藍であれば、もともとの計画もあるし、お金や人材的なものが確保できれば手を付けられますっていう形かと思えます。そうしたかたちで、一次計画・二次計画・三次計画みたいな事業計画が、やっぱり是非とも必要かなっていう気がしますし、それをする準備は整ってはいるかなっていう気がします。何か関連資料がないかなと見ていたんですけども、難波宮の整備計画報告書は2020年に出ています、これまでの進捗状況のところ、古墳時代中期の大型建物群も一応時期差があって整備しているっていうのがあります。資料見ていると、一次二次三次のブロックで、何時代をこういうふうにしていきますみたいな表になっているので、ネットで公開されているものです。最終的な仕上がりはこういう難波宮の整備みたいな形にはなってくるのかなと思って、見ていました。なので、モデル整備案っていうようなちょっとまどろっこしい表現はもうやめて、シンプルに一次計画実施計画みたいなので、優先順位をつけて具体化していただくと、我々も議論しやすくなるし市民の方も目に見えるということになるかなと思えました。以上です。

○事務局

ありがとうございます。検討させていただきたいと思えます。

○田尾委員

もう、皆さんがおっしゃったとおりで、さっき短期・中期・長期っていう計画も出ましたけれども、こういうふうにゾーニングを行い、見通しの中で、このゾーニングのどこができるか、あるいはそのゾーニングの中のどの部分ができるかっていうのを具体的に計画して、それを短期・中期・長期で進めていって、その達成度合いによっては計画を変更していくというふうな、割と臨機応変な方法で進めていく。そういうことでできることからやらないとおそらく市民や地元の方も目に見える形で進んでいるかどうかというのがわからないわけですね。そうすると、地域の人でも興味を失ってしまうような人もいるのでなるべく、その具体的な形で目に見える形で、少しでも進めていくというのが、重要なのかなというふうに思いました。です

から、やはり具体的なできる計画と将来的に状況が変わると、着手できる計画というのを二重に立てるというふうなことが重要かなというふうに思います。

○近藤会長

最初の議題にあった史跡下寺尾官衙遺跡群・下寺尾西方遺跡の保存活用計画について、現状お話をいただいた延長線をさらに続けるということで、お認めいただきたく存じますが、反論ないですね。よろしく願いをいたします。

○箱崎委員

すいません。この第二部の方なのですが、これ下寺尾官衙遺跡群保存活用の補遺版って書いているんですけど、「補遺」っていうのはどういう意味かなっていうのが、ちょっとよくわからなくて。どうでしょうかね。

○事務局

中途半端な出し方で申し訳ございません。一部二部についてはまだ十分な検討ができていない中でのご提示になっています。補遺版というのもちょっと暫定的になっているものでありますが、当初の見込みとしましては、この官衙の方の計画につきましては、策定から10年が概ね経過するようなものになりますので、現実と合っていない部分があるだろうというところでその部分は修正をしないではいけないという意味を込めて、補うことや、少し残す部分もありながら、微修正をしていくというような意味合いでございます。一方で、この一部二部それぞれからご審議いただいた三部四部も含めて、一体の保存活用計画書になりますので、今ご提示している一部二部の内容につきましては、三部もそうですけれども、全体計画書として読んだときに、まず齟齬がないというか、綺麗に読めるような章立て・全体調整をかけたいと思っています。まだそこまで至っていないというような状況でございます。申し訳ございません。

○箱崎委員

はい。「補遺」っていうと、何かしら前のやつから、つけ足した、そのつけ足し部分だけっていう感じになりますけども、現状のやつだと、前の大方のところは大体こう入っている形になっていると思います。計画として策定された部分とそれからそれによって出てきている課題、10年経って出てきている課題っていうのがあると思うので、そこはちょっと分けて書かないと、どこまでがその保存活用計画に書いていたやつで、どこからが今回考えたやつかっていうのはよくわからなくなってしまう。完全にほぼ引用もしくは、そのダイジェスト版っていうのはここからここまでであって、それで10年経って考えたのはここからですよ、現状と課題っていう形になるのかもしれませんが、それがこの第三部に入れることになっていると思いますが、それが適切かどうかっていうところも含めて考えていただきたい。第二部の最後の方に書いておくっていうのも手だろうと思いますけれども、そこがちょっとやっぱり、この七堂伽藍の方を進めていく上ではそこが多分すごく重要になってくるだろうと思います。それをどこかでやっていただければというふうに思います。それから、第二部の西方遺跡の方ですけども、西方の方は、割とダイジェストに書いてくれているようなところがありますが、最初の方で、この目的と経緯があって、我々コロナの時に確かに何度も検討したと思うんですけど、そのあたりをどういうふうに検討したかっていう、その経緯のところは抜けているので、それは本来のあり方といいますか、事務的にどのようなことをちゃんとやったかっていうところも含めて書いていただいた方が、いろいろ混乱した経緯っていうのも、記録上で書いてもらったほうがよいかというふうに思いました。はい。以上です。

○事務局

ありがとうございます。

○岡本委員

はい。第二部の保存活用計画をさらっと見たら、33ページの遺跡見学会の写真と下寺尾官衙遺跡群の方の13ページで同じ写真を使ってあるけど、これまずいのではないかな。片方は西方

遺跡だから、西方の見学会の写真をぜひ使ってください。うん。説明版を見ている写真があったと思うので、そういうのを使ってください。西方遺跡計画っていうのはどこか文書であったけど、略称であったでしょ。私も見たのだけど、その略称がどこを指しているのかなと思って、お答え願いたい。

○事務局

それぞれの計画の略称を用いて、示しているところは、第三部の5ページに重なる史跡の課題というところで整理したところに、少し書いてございます。その近辺では書いてございません。

○岡本委員

そうね。はい。官衙遺跡群計画というのは、すでに前出ている報告書ですよ。西方計画検討報告というのは、今回のこれなわけですよ。

○事務局

二部には、大きく二つ入っております一つは下寺尾官衙遺跡群の方の保存活用計画、もう一つが、下寺尾西方遺跡の保存活用計画検討報告、これまでご検討していただいたもの内容が今、参考で入っております。その二つのことでございます。二部の内容で少し混乱を来してしまってますので、大変申し訳ございません。ちょっと内容については、しっかり見直して修正をかけて参りますので、よろしく願います。また見つけたら教えてください。具体的に示しているものがどれに対応するかしっかりわかるようにさせていただきます。ありがとうございます。

○仲手川社会教育課長

それでは、下寺尾遺跡群等保存活用部会を閉会いたします。どうもありがとうございます。